

広島県告示第千七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によつて、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和六年十二月九日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
安芸郡熊野町字堂畠三一二四の二から三一二四の六、三二三三の二、中溝五丁目三一二九の七、三一二九の八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
公園用地とするため